

## 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	台湾交流促進事業業務委託										
履行場所	市長の指示する場所										
委託の内容	松山市の外国人観光客の3割を占める台湾をターゲットに、映像によるプロモーション及びSNSによる情報発信を行い、松山市の認知度を向上させ、台湾からの誘客を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症によって薄れてしまった、松山市民の海外への渡航意識の醸成を図ることにより、定期便の安定運航に繋げ、更なる交流人口の拡大を目指す。										
履行期間	令和	4	年	7月19日 ~ 令和	5	年	3	月	15	日	
契約年月日	令和	4	年	7	月	19	日				
契約金額	24,000,000		円	※単価契約の場合の単価							
契約の相手方	住所	愛媛県松山市真砂町119番地									
	名称	株式会社テレビ愛媛									
選定理由	<p>公募型プロポーザル方式により、令和4年5月16日（月）に参加事業者によるプレゼンテーションを行った。選考委員会により、厳正かつ公正に審査を行った結果、各選考委員の所見等に基づき、当該業者を当業務の優先交渉権者として特定し、その後当該業者と随意契約を行った。</p> <p>【参考】参加事業者（5者）          株式会社テレビ愛媛／松山台湾交流促進コンソーシアム／ユニットIT／          愛媛朝日テレビ・穴吹トラベル共同体／セーラー広告・MATCHAコンソーシアム</p>										
契約担当課	観光・国際交流課										
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号										

- (注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。